

# 名古屋大学合気道部OB会 2020年 定例総会(第四回)

開催日時: 2020年9月19日(土) 10:00~

開催方法: Zoomによるオンライン

## 報告事項

1. OB会ウェブサイトの開設について
2. 幹事(学生支援)の活動報告について
3. OB会通信の発行について

## 審議事項

1. 規約・内規の改正・制定について
2. OB会役員会の一部交代について
3. 45周年記念式典の開催案について
4. 予算・決算案について
5. 現役学生への支援案について

## 報告事項 1 OB 会のウェブサイト開設

右記の URL に、OB 会のウェブサイトを開設した。 URL: <http://hpkanbu.pro.tok2.com/ob>

## 報告事項 2 幹事（現役支援）の活動報告

### 1. 2019 年稽古支援報告

現役生より、稽古担当を行ってほしいとの希望があり、内容としては『突き』のやり方、技等について教えてほしいとのリクエストがありました。

現役幹部の学生と連絡を取り合い、6/27、7/4、7/9 の計 3 日間朝稽古を担当（半沢）。

#### 【稽古の振り返り】

気になっていた点：受けが突きを行う際、拳の第二関節が当たる様になっているケースが多いということ。突きは、人差し指と中指の第三関節(拳頭)を真っ直ぐに当てる様にしなければ、打った側が手首や拳を痛める可能性が高まります。又、受けが正しく突くからこそ、取りの技にも道理が発生するものかと。技をすることが前提になっているせいか、当たっていない突きを出す人も多く、其所を取り受け両方とも問題にしている様に見受けられました。其の辺を直せばな～と考えて行いました。

三回稽古を行いました。技の話は殆どしていません(笑)。主に此の二つについて...

1. 取りはキチンと突ける事。
2. 受けは技の前に、其れが出来る体勢を作っている事。

### 2. OB からの金銭的な支援

2021 年より正式に開始を予定している。

### 3. 2020 年の学生支援の予算申請

規約や申請の様式は承認されていないが、先生稽古時のタクシー代を申請した。現役生に確認し、2020 年は、先生稽古が 7 回あるため、費用としては 1 回当たり、約 8500 円であることから、その約半額に当たる 4000 円を 7 回分支援することを想定し、28000 円を申請した。その是非については、予算案のところで審議をお願いしたい。

※補足報告：2019 年度は、石原氏（23 代）が先生稽古時に車を出して頂けたので、出費が抑えられている。通常は 1 回当たり 1 万円強かかる。

### 4. 2020 年の稽古支援目標

2019 年に引き続き、半沢氏（23 代）が現役生の希望を聞いて稽古の支援を行う予定である。OB 側より稽古の支援希望を募集し、半沢氏と現役生とで日程調整を行う。

## 報告事項 3 OB 会通信の発行

2019 年 3 月～2020 年 3 月の間で、OB 会通信 Vol. 3、Vol. 4 を発行した。1 月に発行した OB 会通信 Vol. 4 からは、お便りリレーの掲載を新たに開始した。

## 審議事項 1 規約・内規の改正・制定について

OB会の規約および内規の改正案を以下の通り作成した。規約改正案、内規の制定ならびに、本案の施行の是非について、議論したい。

- 資料①-1：現行の規約
- 資料①-2：規約改正案
- 資料①-3：現体制の名簿
- 資料①-4：学生支援の金銭的支援に向けた概要と流れについて
- 資料①-5：学生支援の内規案
- 資料①-6：書式（学支1）
- 資料①-7：書式（学支2）
- 資料①-8：書式（学支3）
- 資料①-9：内規案

## 審議事項 2 OB会役員会の一部メンバー交代について

辻田副会長より、副会長の職務を辞任し草野様（第3代）に後任をお願いする旨の連絡を頂いた。草野様からは本件について了承を頂いている。このメンバー交代について、承認を頂きたい。

## 審議事項 3 45周年記念式典の開催案について

前回の総会から、様々な方と議論を行い、周年式典開催の大方針を大幅に見直した。45周年式典は、“40周年までの記念行事同様、同窓会的にOB/OG同士の親睦と相互啓発の契機として実施”する予定である。資料③は見直し案およびこれに基づく予算案である。無理のない範囲で開催するために、2020年から2022年の間、年間4万円ずつの積立を行いたい。この方針および積立金の是非について議論したい。

- 資料③：45周年式典開催の大方針および予算(案)

## 審議事項 4 予算・決算案について

前年の決算案と本年の予算案を資料の通り作成した。この内容で予算を通していかどうか、承認を頂きたい。

- 資料④-1：2019年 決算案
- 資料④-2：2020年 予算案

## 審議事項 5 現役学生への支援案について

OBによる動画配信サービス（Zoomなど）を活用した稽古支援を行なうかどうか、議論をいただきたい。

## 名古屋大学合気道部OB会 規約

### 第一章 総則

(名称)

第一条 本会は、名古屋大学合気道部OB会と称する。

(目的)

第二条 本会は、名古屋大学合気道部の活動を支援するとともに、会員相互の交流と連携、研鑽を永続的に行なうことを目的とする。

(事業)

第三条 本会の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 一 名古屋大学合気道部の円滑な運営に資する支援
- 二 会報その他刊行物等の発行
- 三 各種の交流会・親睦会・記念行事等の企画、開催
- 四 その他必要な事業

### 第二章 組織

(会員)

第四条 本会は、本会の目的を理解した者で、次の条件のいずれかを満たす者をもって会員とする。

- 一 名古屋大学合気道部に在籍していた者
- 二 名古屋大学合気道部の稽古に継続的に参加していた実績を有し、かつ、本会への入会を希望し、役員会の承認を受けた者

(2) 会員は、会費を納入するものとする。

(3) 2年にわたって会費の納入を怠った会員は、総会における議決に参加する資格を失う。ただし、会費を追納した会員は、この限りではない。

(会員名簿)

第五条 本会の目的を達成するために、次の事項を記載した会員名簿を備える。

- 一 氏名
- 二 代
- 三 連絡先
- 四 主たる事業所または勤務先
- 五 その他必要な事項

(2) 会員は、会員名簿に記載された事項に変更が生じた際には、その旨を本会に通知するものとする。

(3) 会員名簿に記載された事項は、事務局が厳重に管理し、本会の目的以外に供してはならない。

(役員会)

第六条 本会を運営するために、次の人員によって構成される役員会をおく。

- |     |     |
|-----|-----|
| 会長  | 1名  |
| 副会長 | 2名  |
| 監査  | 若干名 |
| 幹事  | 若干名 |

(2) 会長は、本会を代表し、役員会を主宰する。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長がその任を全うできない際には、その職務を代行する。

(4) 会長・副会長・幹事は、本会の事業を計画、執行する。

(5) 監査は、会計および事業の計画、執行の状況を監査する。

(6) 役員任期は3年とする。ただし再任は妨げない。

(7) 役員がその任を全うできない際には、役員会の承認を得て、任期途中で辞任することができる。

(事務局)

第七条 本会を運営するために、次の人員によって構成される事務局をおく。

- |      |     |
|------|-----|
| 事務局長 | 1名  |
| 事務局員 | 若干名 |

(2) 本会の事務局を、名古屋市千種区不老町 名古屋大学学生会館2F 体育会室 名古屋大学合気道部 におく。

(3) 事務局は、次の事務を遂行する。

- 一 名簿の管理
- 二 総会の準備
- 三 その他必要な事務

## 資料①-1

- (4) 事務局長および事務局員は幹事を兼任できる。
- (5) 事務局長および事務局員の任期は3年とする。ただし再任は妨げない。
- (6) 事務局長および事務局員がその任を全うできない際には、役員会の承認を得て、任期途中で辞任することができる。

### 第三章 総会

(総会)

第八条

本会の最高意思決定機関として総会をおき、次の事項について審議、議決する。

- 一 予算案・決算案の承認
  - 二 年間事業計画案の承認
  - 三 役員会・事務局の選任、解任
  - 四 規約改正案の承認
  - 五 その他必要な事項
- (2) 会長は、年1回、定期総会を招集しなければならない。
  - (3) 会長は、役員会が必要と認めた場合、あるいは会員の3分の1以上の要請があった場合には、臨時総会を招集しなければならない。
  - (4) 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、総会の定足数には、議長に議決を委任した者および議案に対する意見を表明した者を含める。
  - (5) 総会を欠席する会員は事務局に委任状を提出しなければならない。ただし、委任状を提出しなかった欠席者は、議長に議決を委任した者と見なす。
  - (6) 総会を欠席する会員で、議案に対する意見を表明しようとする者は、総会が開催される前日までに事務局にその旨を表明しなければならない。
  - (7) 総会の議長は、出席した会員のなかから立候補した者を選任する。ただし、立候補者がいない場合には、事務局が推薦した者を出席者の過半数の同意によって承認する。
  - (8) 総会において議長は、欠席者が表明した意見を総会の出席者に紹介し、審議と議決の参考資料に供さなければならない。
  - (9) 総会は、過半数の賛成によって議決する。可否同数の際には、議長の決するところによる。
  - (10) 事務局は、総会が開催される10日前までに、会員名簿に記載された全ての連絡先に当該総会の日程と議案、および委任状の書式を送付しなければならない。

### 第四章 会計

(会計)

第九条

本会の経費は、会員の納める会費その他の収入をもって充てる。

- (2) 年間の会費は、総会の承認を得て別に定める。
- (3) 役員会は、予算案・決算案および年間事業計画案を作成し、総会の承認を得なければならない。
- (4) 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

附 則

本規約は、1996年11月3日をもって施行する。

(改正 2004年7月1日)

(改正 2018年3月4日)

(改正 2019年3月3日)

## 名古屋大学合気道部OB会 規約

### 第一章 総則

(名称)

第一条 本会は、名古屋大学合気道部OB会と称する。

(目的)

第二条 本会は、名古屋大学合気道部の活動を支援するとともに、会員相互の交流と連携、研鑽を永続的に行なうことを目的とする。

(事業)

第三条 本会の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 一 名古屋大学合気道部の円滑な運営に資する支援
- 二 会報その他刊行物等の発行
- 三 各種の交流会・親睦会・記念行事等の企画、開催
- 四 その他必要な事業

### 第二章 会員

(会員)

第四条 本会は、本会の目的を理解した者で、次の各号のいずれかを満たす者をもって会員とする。

- 一 名古屋大学合気道部に在籍していた者
- 二 名古屋大学合気道部の稽古に継続的に参加していた実績を有し、かつ、本会への入会を希望し、役員会の承認を受けた者

(2) 会員は、会費を納入するものとする。

(3) 第五章に定める定期総会が開催される会計年度を含む直近2年にわたって会費の納入を怠った会員は、総会における議決に参加する資格を失う。ただし、会費を追納した会員は、この限りではない。

(会員名簿)

第五条 本会の目的を達成するために、次の事項を記載した会員名簿を備える。

- 一 氏名
- 二 代
- 三 連絡先
- 四 主たる事業所または勤務先
- 五 その他必要な事項

(2) 会員は、会員名簿に記載された事項に変更が生じた場合には、その旨を本会に通知するものとする。

(3) 会員名簿に記載された事項は、事務局が厳重に管理し、本会の目的以外に供してはならない。

### 第三章 役員会

(役員会)

第六条 本会を運営するために、次の人員によって構成される役員会をおく。

- |     |     |
|-----|-----|
| 会長  | 1名  |
| 副会長 | 2名  |
| 監査  | 若干名 |
| 幹事  | 若干名 |

(2) 会長は、本会を代表し、役員会を主宰する。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長がその任を全うできない際には、その職務を代行する。

(4) 会長・副会長・幹事は、本会の事業を計画、執行する。

(5) 監査は、会計および事業の計画、執行の状況を監査する。

(役員の任免)

第七条 役員は、立候補もしくは推薦された会員のなかから総会の議決を得て任命される。

(2) 役員は、やむを得ない事由によりその任を全うできない場合には、役員会の承認を得て辞任することができる。

(3) 役員会は、役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解任することができる。

- 一 心身の故障により、その任を全うできないと認められるとき
- 二 その他解任に相当する合理的な事由が認められるとき

(役員任期)

第八条 役員任期は3年とする。ただし再任は妨げない。

## 資料①-2

### (臨時役員の任免)

- 第九条 役員会は、役員会に欠員が生じた場合、会員のなかから臨時役員を任命することができる。
- (2) 臨時役員の職務および待遇は、第六条および第七条に定める役員のそれに準ずる。
- (3) 臨時役員の任期は、欠員となった者の残りの任期とする。

## 第四章 事務局

### (事務局)

- 第一〇条 本会を運営するために、次の人員によって構成される事務局をおく。
- 事務局長 1名  
事務局員 若干名
- (2) 本会の事務局を、名古屋市千種区不老町 名古屋大学学生会館2F 体育会室 名古屋大学合気道部 におく。
- (3) 事務局は、次の事務を遂行する。
- 一 名簿の管理
  - 二 総会の準備
  - 三 その他必要な事務
- (4) 事務局長および事務局員は幹事を兼任できる。

### (事務局長および事務局員の任免)

- 第一一条 事務局長および事務局員は、役員会の指名と総会の承認を得て任命される。
- (2) 事務局長および事務局員は、やむを得ない事由によりその任を全うできない場合には、役員会の承認を得て辞任することができる。
- (3) 役員会は、事務局長および事務局員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解任することができる。
- 一 心身の故障により、その任を全うできないと認められるとき
  - 二 その他解任に相当する合理的な事由が認められるとき

### (事務局長および事務局員の任期)

- 第一二条 事務局長および事務局員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

### (臨時事務局長および臨時事務局員の任免)

- 第一三条 役員会は、事務局に欠員が生じた場合、会員のなかから臨時事務局長および臨時事務局員を任命することができる。
- (2) 臨時事務局長および臨時事務局員の職務および待遇は、第一〇条および第一一条に定める事務局長および事務局員のそれに準ずる。
- (3) 臨時事務局長および臨時事務局員の任期は、欠員となった者の残りの任期とする。

## 第五章 総会

### (総会)

- 第一四条 本会の最高意思決定機関として総会をおき、次の事項について審議、議決する。
- 一 予算案・決算案の承認
  - 二 年間事業計画案の承認
  - 三 役員任命
  - 四 事務局長および事務局員の承認
  - 五 規約改正案の承認
  - 六 その他必要な事項

### (総会の招集)

- 第一五条 会長は、年1回、定期総会を招集しなければならない。
- (2) 会長は、役員会が必要と認めた場合、あるいは会員の3分の1以上の要請があった場合には、臨時総会を招集しなければならない。

### (総会の定足数)

- 第一六条 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、総会の定足数には、議長に議決を委任した者および議案書に対する意見を表明した者を含める。
- (2) 総会を欠席する会員は事務局に委任状を提出しなければならない。ただし、委任状を提出しなかった欠席者は、議長に議決を委任した者と見なす。

### (議案書に対する意見表明)

- 第一七条 事務局は、総会が開催される10日前までに、当該総会の日程と議案、および委任状の書式を本会ウェブサイト上で公開しなければならない。
- (2) 総会を欠席する会員で、議案書に対する意見を表明しようとする者は、総会が開催される前日までに事務局にその旨を表明しなければならない。

## 資料①-2

(議決)

- 第一八条 総会の議長は、出席した会員のなかから立候補した者を選任する。ただし、立候補者がいない場合には、事務局が推薦した者を出席者の過半数の同意によって承認する。
- (2) 総会において議長は、欠席者が表明した意見を総会の出席者に紹介し、審議と議決の参考資料に供さなければならない。
- (3) 総会は、過半数の賛成によって議決する。可否同数の場合には、議長の決するところによる。

### 第六章 会計

(会計)

- 第一九条 本会の経費は、会員の納める会費その他の収入をもって充てる。
- (2) 年間の会費は、総会の承認を得て別に定める。
- (3) 役員会は、予算案・決算案および年間事業計画案を作成し、総会の承認を得なければならない。
- (4) 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

附 則 本規約は、1996年11月3日をもって施行する。

(改正 2004年7月1日)

(改正 2018年3月4日)

(改正 2019年3月3日)

(改正 2020年9月19日)

## 名古屋大学合気道部OB会役員会・事務局名簿

役員会名簿（2019年3月-2022年3月）

事務局名簿（2019年3月-2022年3月）

氏名	代	役職
花井	1	会長
辻田	4	副会長
木村	10	副会長
野口	16	監査
附田	21	幹事（会計筆頭）
小林	33	幹事（会計）
伊藤	16	幹事（広報筆頭）
有賀	19	幹事（広報）
附田	21	幹事（広報）
石原	23	幹事（広報）
大井	32	幹事（広報）
半沢	23	幹事（学生支援筆頭）
石原	23	幹事（学生支援）
山口	33	幹事（学生支援）
岡山	14	幹事（企画筆頭）
足立	27	幹事（企画）
柴山	31	幹事（企画）
花岡	35	幹事（企画）

氏名	代	役職
西村	12	事務局長
吉田	13	事務局員
半沢	23	事務局員
足立	27	事務局員
柴山	31	事務局員
花岡	35	事務局員

## 資料①-4

### OB 会から学生への金銭的な支援にむけて

#### 1. 目的

OB 会より、学生への金銭的な支援を行える体制を整える。

#### 2. 支援の概要

学生側から金銭的支援を要請する場合には、資料①-6 に示した運営支援予算申請書を作成してもらい、総会の承認を経て行う。学生側の事情を考慮し、支援の用途や金額については、役員会にかけて十分に検討する。学生側には、会計年度末に、当該年度の支援に対する運営支援予算執行報告書（資料①-8）を作成し、幹事（学生支援）に提出してもらう。例えば、学外施設の利用など、緊急で支援が必要な場合には、臨時運営支援予算申請書（資料①-7）により対応する。その際は、総会の承認は経ずに役員会の過半数の賛成で支出できることとし、後で総会の承認を得る必要がある。

#### 3. 必要書類

上述した支援に必要な書類等は、全て OB 会のウェブサイト上でダウンロードできるようにする予定である。この枠組みを実現するための内規（資料①-5）および書類等（資料①-6-8）の書式について、ご審議願いたい。

#### 4. 支援の流れ

- (1) 毎年 12 月に、学生に、運営支援予算申請書および執行計画書を作成し、学生支援担当へ提出してもらう。
- (2) 役員会で、申請書および計画書を精査し、総会にて予算の承認を受ける。
- (3) 承認された予算の金額は、運営支援予算交付決定通知書（資料①-6、7 の下部）にて通知される。
- (4) 学生は、当該予算年度内に、予算を執行し、領収書（複写および電子データ可）を添付した運営支援予算執行報告書を作成し、幹事（学生支援）へ提出する。
- (5) 役員会で、報告書を精査し、総会にて承認を受ける。
- (6) 春合宿にて、金銭と領収書の授受を行う。

## 資料①-5

### 名古屋大学合気道部の円滑な運営に資する支援にかかる内規（案）

（目的）

第一条 本内規は、名古屋大学合気道部OB会規約第三条第一号に定められた、名古屋大学合気道部（以下、合気道部）の円滑な運営に資する支援（以下、運営支援）を行なうための予算、決算、その他必要な事項について定めるものである。

（予算）

第二条 合気道部は、運営支援予算を希望する場合には、書式（学支1）に示す運営支援予算申請書および運営支援予算執行計画書を作成し、学生支援を担当する幹事（以下、担当幹事）に提出しなければならない。

（2） 役員会は、提出された運営支援予算申請書および運営支援予算執行計画書を精査のうえ予算案を作成する。

（3） 予算案は、総会において承認を受けなければならない。

（臨時予算）

第三条 合気道部は、やむを得ない事由により臨時に運営支援予算を希望する場合には、書式（学支2）に示す臨時運営支援予算申請書および臨時運営支援予算執行計画書を作成し、担当幹事に提出することができる。

（2） 役員会は、提出された臨時運営支援予算申請書および臨時運営支援予算執行計画書を精査のうえ過半数の賛成によって承認する。

（決算）

第四条 合気道部は、執行した全ての運営支援予算の内訳を書式（学支3）に示す運営支援予算執行報告書に記載し、当該会計年度の末日までに領収書を添えて担当幹事に提出しなければならない。ただし、領収書は複写したもの、もしくは電子データでも可とする。

（2） 役員会は、運営支援予算執行報告書を精査のうえ決算案を作成する。

（3） 決算案は、総会において承認を受けなければならない。

（物品もしくはサービスの購入）

第五条 合気道部は、運営支援予算を物品もしくはサービスの購入費の全体もしくは一部に充てることができる。ただし、運営支援予算が当該物品もしくはサービスの購入費全体に占める金額を担当幹事に報告しなければならない。

（2） 合気道部は、運営支援予算を個人の資産もしくは便益となる物品もしくはサービスの購入費に充ててはならない。

（繰越の禁止）

第六条 当該会計年度において執行されなかった運営支援予算は、原則として返金するものとする。

附 則 本内規は、2020年3月1日をもって施行する。







領収書添付欄

## 資料①-9

### 名古屋大学合気道部OB会 年間の会費にかかる内規（案）

（目的）

第一条 本内規は、名古屋大学合気道部OB会（以下、本会）規約第四条（2）および第一九条（2）に定められた、年間の会費について定めるものである。

（年間の会費）

第二条 本会の経費に充てる年間の会費は、3000円とする。

附 則 本内規は、2020年3月1日をもって施行する。

# 資料③

## 45周年記念行事に関する大方針（案）

### 1. 方針

- 45周年記念行事は2022年秋にとり行う方向で計画を進める。
- 記念行事と指導者交代/合気会との友好関係強化とは切り離して開催する。

### 2. 45周年記念行事の目的

- 40周年までの記念行事同様、同窓会的にOB/OG同士の親睦と相互啓発の契機として実施。

### 3. 開催場所

- 40周年同様、名古屋大学もしくはその周辺にて開催する。

### 4. 積立について

- 前年度に引き続き、積み立てを行う。
- 積立金額案に関しては右記の予算（案）を参照。

### 5. 記念行事内容について

- 稽古会/演武会/懇親会/その他のどの組み合わせにするか、2022年度までに別途企画担当幹事内で検討し、準備を進める。

## 45周年記念行事に関する予算（案）

45周年式典見積り(名古屋開催)							
		40周年実績		45周年積立(4年間) ※名古屋開催を想定		備考	
収入				632,000		738,000	
懇親会費				507,000		518,000	
		7,000円	65人	455,000	7,000円	65人	455,000
		3,000円	16人	48,000	4,000円	15人	60,000
		1,000円	4人	4,000	1,000円	3人	3,000
OB会費				125,000		220,000	先生への支出(懇親会含む)+備品代相当
現役部費				0		0	
寄付金				0		0	
支出				575,823		738,000	
懇親会会場		4,000円	82人	328,000	4,500円	85人	382,500
合気会(3名)への謝礼				0		0	
お礼(金券代)				0		0	
ホテル代				0		0	
交通費				0		0	
タクシー代				0		0	
お土産代				0		0	
佐原先生への謝礼				106,300		150,000	
お礼(金券代)				98,150		100,000	金券10万円分
ホテル代				8,150		15,000	2泊分を想定
交通費				0		30,000	新幹線往復分相当
タクシー代				0		5,000	一部OBが車を出し合って出費削減
お土産代				0		0	
山口先生への出費				50,920		50,000	
ホテル代				16,300		15,000	2泊分を想定
交通費				30,000		30,000	新幹線往復分相当
タクシー代				4,620		5,000	一部OBが車を出し合って出費削減
お土産代				0		0	
記念代				79,300		100,000	記念品はタオルのみ。
備品代				11,303		11,000	通信費含む
事前打合せ交通費(22年度)						44,500	遠隔地はスカイプ会議とし、名古屋近郊在住者2往復分
収支				56,177		0	
備考							
(1) 予算 OB会から、先生への支出(懇親会費含む)+備品代 計22万円支援する前提。							
(2) 今後の積立て 45周年に向けて、既に12万円積み立て済み。20~22年度で4万円ずつ積立て、余剰金は50周年向けに繰り越し。							

## 資料④-1

## 審議事項4 2019年 決算案

幹事（会計）

決算年度 決算期間	項番	(参考) 2018決算 H30.1~H30.12	2019予算 H31.1~H31.12	2019決算 H31.1~H31.12	備考
前期繰越金	1	481,374	662,415	662,415	
HP管理費積立金	2		3,000	3,000	
45周年行事積立金	3		0	0	
残金(1-2-3)	4		659,415	659,415	
経常収入	5	238,480	90,000	149,850	
会費(2018.01~2018.12受領分)	6	153,000	90,000	149,850	・春の総会にて25名、ゆうちょ振込にて25名、延べ50名より納付頂けた。
寄付	7	85,480	0	0	
経常支出	8	75,283	254,760	131,760	
総会運営費	9	0	16,760	8,760	全額総会費用
役員会費	10	0	60,000	0	
事務用品(紙など・振込用紙)	11	3,460	5,000	0	
HP管理費積立金	12	3,000	3,000	3,000	・5年ごとの更新で15,000円程度。次回更新は2021年。
40周年補助	13	68,823	0	0	
45周年行事積立金	14	0	120,000	120,000	・予算どおり積立。
現役活動支援	15	0	50,000	0	・過去、SC使用料および清心館道場10周年記念遠征費の支援を行っている。
経常収支	16	163,197	▲ 164,760	18,090	
特別収入	17	14,844	0	0	
実地調査による調整金	18	14,844	0	0	
特別支出	19	0	30,000	0	
慶弔費	20	0	30,000	0	・慶弔費の使用方法は別途整理する必要がある。
当期収支	21	178,041	▲ 194,760	18,090	
次期繰越金	22	662,415	590,655	803,505	
HP管理費積立金	23	3,000	6,000	6,000	
45周年行事積立金	24	0	120,000	120,000	
残金(22-23-24)	25	0	464,655	677,505	

(備考)

・台風19号による千曲川の氾濫で、うづらやの被害が心配されたが、大きな被害が無いことを確認した。

## 資料④-2

## 審議事項4 2020年 予算案

2020/7/1

決算年度 決算期間	項番	2019決算 H31.1~R01.12	2020予算 R02.1~R02.12	備考
前期繰越金	1	662,415	803,505	
HP管理費積立金	2	3,000	6,000	
45周年行事積立金	3	0	120,000	
残金(1-2-3)	4	659,415	677,505	
経常収入	5	149,850	120,000	
会費	6	149,850	120,000	・2020予算では3,000円×40人としている(幹事(会計担当)より説明)。
寄付	7	0	0	
経常支出	8	131,760	108,000	
役員会費	9	0	30,000	・事務局より説明あり。
総会運営費	10	8,760	2,000	・オンライン開催のため、Zoom利用料金のみ(\$14,99)。
事務局経費	11	0	5,000	・事務用品(紙・振込用紙など)その他の予備として(使用しない場合は返納)。
現役活動支援費	12	0	28,000	・幹事(学生支援)より説明あり。
HP管理費積立金	13	3,000	3,000	
45周年行事積立金	14	120,000	40,000	・幹事(企画)より説明あり。
経常収支	15	18,090	12,000	
特別収入	16	0	0	
	17	0	0	
特別支出	18	0	30,000	
慶弔費	19	0	30,000	・慶弔費の使用方法については別途内規を作成して整理する必要あり。
特別収支	20	0	▲ 30,000	
当期収支	21	18,090	▲ 18,000	
次期繰越金	22	803,505	828,505	
HP管理費積立金	23	6,000	9,000	
45周年行事積立金	24	120,000	160,000	
残金(22-23-24)	25	677,505	659,505	

(備考)